

昭和村 議会だより



No. 179

令和6年11月20日発行



ニュースポーツを通じて楽しく世代間交流

ニュースポーツ大会（10月15日開催）に参加された
小学生と昭和村老人クラブ連合会の皆さん。

Contents

- 令和5年度決算認定 … 2～3
- 議案審議の内容 …… 4～5
- 村政を問う …… 6～13
- 議会活動の報告・お知らせ
…………… 14

発行／昭和村議会
編集／議会だより編集委員会

〒968-0103

福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島652

☎0241-57-2198 FAX0241-57-3044

令和5年度の決算認定

9月定例会では、令和5年度の一般会計をはじめとする全ての会計の決算内容と、事業の成果が提出され、審議の結果、賛成多数で認定されました。（決算の内容は「広報しようわ10月号」に掲載されていますのでご覧ください。）

村の財政状況を示す「健全化判断比率」も報告されましたが、村は健全財政を継続していることが確認できました。

しかし、村は収入の多くを国からの地方交付税に依存していますが、その交付は不透明さが大きく、今後財政状況はますます厳しくなっていくことが想定されます。さらに村税の滞納額が年々増加していることから、早急な対応の検討に取り組むことを求めました。

	区 分	財政指数	簡 単 な 解 説
昭 和 村 の 財 政 状 況	財 政 力 指 数	0.10	地方交付税への依存の程度を示します。 「1」に近いほど財政力が強いということです。昭和村は村税の収入が非常に少なく、 <u>財政力はとても弱い</u> といえます。
	経 常 収 支 比 率	88.3	独自の施策や新たな施策に対応する余力があるかどうかという財政の弾力性を示します。 75%程度が妥当といわれてきましたが、地方財政を取り巻く状況が変化中、どの自治体も高止まりしています。昭和村も <u>80%を超え引き続き高い水準にはある</u> といえます。
	実 質 赤 字 比 率	—	一般会計の赤字額の割合を示します。黒字決算であるため該当しません。
	連 結 実 質 赤 字 比 率	—	一般会計、特別会計（国保、介護、後期高齢）、公営企業会計（簡易水道、下水道）全部を合算した場合の赤字額の割合を示します。 全部の会計が黒字のため該当しません。
	実 質 公 債 費 比 率	7.9	収入金をどれだけ地方債（借金）の返済に充てたのかを示します。 18%以上は警戒値。35%以上は破綻。昭和村は <u>現段階では良好な状態</u> であるといえます。
	将 来 負 担 比 率	—	地方債（借金）の返済など将来負担しなければならない金額の割合を示すものです。現時点では <u>借金より基金（貯金）の額が多い</u> ため、指数は算定されませんでした。

決算認定

令和5年度 決算議案質疑の 主な内容

問 村税延滞金、滞納者へどのような通知書を送付しているのか、また頻度は。

答 滞納者には、督促を出しており、税等の種類によって異なるが、固定資産税は年4回、普通郵便で発送している。住所に宛先がない場合には役場に返ってくることで、受け取りの確認をしている。

納入されなければ、督促を行い、未納の圧縮に努めている。

問 昭和村特産物商品化支援事業補助金の事業内容と効果は。

答 3事業者に商品パッケージ、販売促進の宣伝資材の開発として支出している。

令和5年度は各種イベントもあり、昭和村というネーミング及び昭和村にあるトンネル、からむんを使ったパッケージにより、村のPRに繋がった。



補助金を活用して開発された、博士トンネルようかん、昭和村産米粉を使ったクッキー

問 昭和村移住定住促進空き家活用事業の実施地区と事業費、また、利用開始は何時か。

答 松山地区の住宅になり、耐震工事、アスベスト処理、キッチン、トイレの改修を行い、856万9千円の事業費となった。令和6年4月から利用募集をしているが、現在までに利用には至っていない。



移住定住促進空き家活用事業により改修された住宅
(松山地区)

問 産業育成助成金の事業内容は。

答 株式会社奥会津昭

和村振興公社の常勤取締役、織り子の指導員、織り子2人、計4名に対する助成金である。

問 監査意見書に固定資産税の滞納金が1,200万とある、いつ頃までに解決するのか。

答 本年度内に村としての方向性を見だし、議会に説明した後に、村民に周知を行いたい。

問 簡易水道使用料、下水道使用料の滞納は、どのように徴収するのか。

答 個々に対する督促状の送付、また、対面による徴収計画の相談を行い徴収に努める。

問 道路改良費にある用地購入はこの場所か。

答 村道改良舗装工事に伴う用地購入であり、中向小田垣線、入間方不動沢線に係る用地の購入費用である。



拡幅された村道 入間方不動沢線(下中津川上平地区)

議案の審議

議案の議決結果

9月定例会で審議した議案と、その議決結果です。(審議した順に掲載。)

議案名	議決結果	菅家篤男	羽染豪	小林政一	栗城徳雄	馬場政之	栗城敏郎	馬場栄三	渡部節雄
専決処分の承認を求めることについて (令和6年度昭和村一般会計補正予算(第2号))	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
昭和村税条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
昭和村税特別措置条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
昭和村国民健康保険条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
昭和村表彰条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
昭和村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和6年度昭和村一般会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和6年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和6年度昭和村介護保険特別会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和6年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和6年度昭和村簡易水道事業会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長
令和5年度昭和村歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	×	×	×	○	○	議長
昭和村教育委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	議長
昭和村教育委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○	議長
人権擁護委員候補者の推薦について	同意	○	○	○	○	○	○	○	議長
健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活道路舗装に関する要望書の撤回について	可決	○	○	○	○	○	○	○	議長

※「○」は賛成、「×」は反対、「欠」は欠席、議長は議決に加わらないため議長採決以外は「議長」と表記。

決算認定討論

令和5年度決算 認定討論の要旨

賛成討論

本村の財政は地方交付税の依存財源によって支えられており、自主財源は4%台であり、財政状況を取り巻く環境は良好とは言えない状況である。

第6次昭和村振興計画を基軸とし、住民のニーズに応え、行政サービスを安定的に提供するために、財政調整基金等の運用を行い、令和5年度の一般会計決算は前年度と比較して9・3%増となっている。

歳出では、電気燃料費の価格高騰や新型コロナウイルスウイルスワクチン接種事業、デジタル田园都市国家構想推進事業、物価高騰重点支援、地方創生臨時交付金事業、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金事業など補助事業の

増加、さらに公共インフラWiFiFi整備事業、教員宿舍整備事業、村道改良舗装の実施などにより、7・6%増となっている。

起債は、償還を完了したものがあがるが、大規模による起債も残っており、同水準で推移すると伺う。

昨年に引き続き固定資産税の滞納繰越分が計上されており、本村は高齢者や年金生活者が多く、決して楽な生活とは言えない中で懸命に生きている村民に対し、税の完納をお願いしている立場であり、未納や滞納があることは税の公平性にも欠けており、決して評価されるものではない。

法人の滞納整理は、令和2年8月、法人の代表者に解散登記後の会社の今後について聞いたところ、法人の代表者が代表清算人になり、清算終了を進めていくと説明されている。清算終了には、村が主

導的に進めることができないため、動きを注視し4年が経過したが、そうした言動は全く見られず、全く誠意が感じられない。これ以上の放任状態は税の公平性に欠けるだけでなく、近い将来、新庁舎の建設計画や保育所、給食センターを含めた小中一貫校などの構想がある中で、健全財政はさらに重要性を増しており、今後は弁護士を立て、粛々と事を進めていくことを確認しており、慎重に見守りたい。

職員が一体となり、創意工夫し、重点的に取り組むべき課題に対応するため、各課横断的に連携し、国や県からの情報収集に努め、補助事業の活用など最大限に活用を図った予算執行がなされ、効果的な運用がなされていると判断し、令和5年度歳入歳出決算に賛成する。

からむし振興基金貸付金は、長年に渡り決算審査意見書で、返納期間が過ぎていく債権の保全と早期返済に向け返済計画作成など、適切な対応をお願いするとされてきたが、債権の保全措置は取られていない。期限が過ぎているにもかかわらず全額返済されていないことに、議員として目を背けるわけにはいかない。指摘されたときから対応していれば、返済期限までに返済が

反対討論

歳入に関しての対応が毎年増えてくるようでは、絶対承知できない。税の公平性において、皆それぞれ苦しい中で税金を一番大事なものと納めているのに、そうしたことをしないというこの認定に関しては、賛成いたしかねる。

反対討論

長年に渡り監査委員の意見を無視し続けること、公平課税、公平徴収すべき税金を不納欠損処理でなくしてしまふ。村長は、村職員の時代に総務課長という税に関し指導する立場にありながら、指示や指導をされてこなかったことで、このような状態を招いたと考える。これらを認めることは、村民に対し議会の役割を果たしていないことを議員自ら認めることになる。

また、固定資産税の収入未済額が1,203万3,600円ある。具体的な徴収施策がないまま不納欠損処理されるものと推測され、村民が不公平感を抱くことにつながる。

以上の理由により、この議案には反対する。

村政を問う

令和6年9月定例会
一般質問

栗城 敏郎 議員



Q マイナ保険証の 利用について

問 マイナ保険証の移行日が近づいており、混乱を避けるための対応を伺う。

村長 マイナンバー法の一部改正法は、本年12月2日とする施行期日政令が公布され、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行される。高齢者施設に入所の方や介護を必要とする方、障害をお持ちの方については、自身で顔認証が難しい状況が想定され、本人の希望により、家族や介護者、職員が支援を行うことを認めている。厚生労働省では、高齢者福祉施設や医療機関に対して事前に情報を知り、保健福祉課や国保診療所との連携を図りながら円

滑な制度移行に努める。

問 資格確認書について伺う。

村長 マイナンバーカードを取得されていない場合は、本人の被保険者資格の情報などが記載された資格確認書が無償で交付される予定と伺っている。資格確認書を提示することで、引き続き一定の窓口負担で医療を受けることができることとされている。なお、本年12月2日時点で有効な健康保険証は、最大1年間を有効とする経過措置が設けられている。

Q 奥会津地域の振 興について

問 国道401号新鳥居峠の道路改良に関する進捗状況を伺う。

村長 会津若松建設事務所に確認したところ、これまで航空写真や土

地の権利者調査を実施しており、本村側1・3キロメートル区間において地形の制約条件を整理し、計画ルート

の検討を実施したと伺っており、今年度、計画ルート上の用地境界を確定させるため、国有林境界確定のための調査・測量を実施する予定であると伺っている。7月19日に、国道401号改良整備促進期成同盟会において、各県選出国会議員及び自由民主党本部、国土交通省に要望書を提出しており、引き続き国や県に要望を続けたい。

問 国道400号舟鼻峠の道路改良について現在の状況を伺う。

村長 国道400号舟鼻峠の南会津町側の進捗状況は、国道400号舟鼻峠改良促進期成同盟会総会において、南会津建設事務所より事業概要の説明があり、

昨年度は、南会津町の高野地内の積入山トンネル修繕工事と下郷町の戸赤地内の舟鼻トンネル修繕工事が実施されたところであり、今年度は、継続事業である下郷町戸赤地内の無散水消雪施設更新工事の完成に向け事業を継続し、下郷町金山沢橋付近の権利者調査や冬期道路状況に関する現地調査を基に現道対策の検討を行うと伺っている。

Q プラのリサイクル ボックス追加 設置について

問 プラをリサイクルボックスに追加して戴きたい。

村長 令和6年度からプラマークのない軟質プラスチックが追加されたことで、分別の確認作業に時間を要し、村内全域を1日で巡回するのが困難なため、

月1回に変更した。また利便性を図るため、プラ製品の回収箱を9月3日に設置した。

問 更なるゴミ減量化・資源化を図るため、一般家庭にシュレッダーの必要性・普及促進を図ってはどうか。

保健福祉課長 令和6年4月からリサイクルボックスにシュレッダー紙を追加したが、その殆どが公共施設、小・中学校、JA等の村内事業所から集められたものである。しかし、一般家庭ごみの中には、細かく切断すれば資源ごみとして活用できるものが混在している実態もあることから、ごみの資源化・減量化の有効性について、家庭で出来る取組みを周知したい。

村政を問う

令和6年9月定例会
一般質問
馬場 栄三 議員



Q 減塩による、食生活改善を図れ

問 県は1日食塩摂取目標値に向け、どのような取り組み、指導を行うのか伺う。

村長 県は、令和6年度から第三次健康ふくしま21において、「みんなどでチャレンジ！減塩・禁煙・脱肥満」をスロークリニックに掲げ、今年度は働き盛り世代の食塩摂取量の実態把握を計画している。年明けに県内のスーパーで減塩や野菜摂取の普及啓発活動を展開し、行政や食品関係企業、県味噌醤油工業協同組合など、関係団体が絡ぐるみで減塩に取り組む、ふくしま減塩推進ネットワーク会議を設立し、減塩の取組促進に向けた意見交換や、参加事業者の互いの取組成果や課題を共有して連携強化に繋げ、県民の食生活改善に取り組むとしている。

問 村民の男女1日の塩分摂取量について現状を伺う。

保健福祉課長 1日食塩摂取量は、平成29年度より総合健診に村独自の調査項目として尿中塩分摂取量を測定しており、推定値となるが、令和5年度総合健診受診者の尿中塩分推定摂取量の平均は、男性9・22グラム、女性8・91グラムと、男女ともに国の平均値を超えており、近年も同様の傾向にある。

問 県の目標に鑑み、当村の取組み、指導をどのようにされるのか伺う。

村長 減塩対策については、健診結果説明会や、元気で長生き教室などの健康相談事業により、減塩や生活習慣病予防への意識向上に努めており、広報紙を通して、減塩食やバランスのよい食事に関心を高められるよう、望

ましい食習慣の普及に取り組んでいる。また、小・中学生と保護者を対象として小児生活習慣病予防講演会を開催し、幼少期からの意識づけも実施している。

問 自主的に尿中塩分検査を受けていない方のフォローが必要と考えるが、村長の考えは。

村長 食塩の取り過ぎは高血圧から動脈硬化、さらに心臓・脳血管疾患につながるため、減塩は健康管理において重要なものと考えている。日常の生活習慣を見直し、健康づくりの第一歩として総合健診の重要性を再認識していただくことで受診率向上に努め、また個人の行動と健康状態の改善が図られるよう、無理なく続けられる健康教育の充実に努めたい。

Q 森林環境譲与税、本村の取組みについて伺う

問 森林環境譲与税、自治体への配分基準について伺う。

村長 令和6年度、国は森林環境譲与税の配分前議与総額を300億円と計算しており、市町村と都道府県に対し、私有林人工林面積55%、林業従事者数20%、人口25%の割合で配分している。

問 各年度の交付額と、事業実績、事業内容を伺う。

産業建設課長 令和元年度より交付された森林環境譲与税の交付額及び事業実績、事業内容は、令和元年度131万6千円、令和2年度280万円、令和3年度280万7千円、令和4年度339万4千円、この4年間分は基金積立てを行い、積立額は利息も含め1,031万7千82円となっている。令和5年度は339万4千円が交付され、

誕生祝い木製品作成事業として会津桐の積み木セット30セットを作成し、99万6千6百円。残額239万7千4百円を積立し、基金残高1,271万4千4百82円となっている。今年度は交付額を同様に計上し、県産材を利用した保育所木工クラフトに50万円、ナラ枯れ対策としてカシノナガキクイムシ駆除作業に60万円、残額を積立てし、基金残高1,500万8千4百82円を計画している。

問 人材育成も含め今後の活用方法について考えを伺う。

村長 今後の事業計画としてナラ枯れ対策を継続し、観光地域を中心に防除や被害木の除去を行う。また、森林整備は森林所有者による適切な経営管理が必要なことから、意向調査を実施し、将来的な森林整備に繋げて行きたいと考えている。

村政を問う

令和6年9月定例会 一般質問

渡部 節雄 議員



Q 未納固定資産税の対応策とその実行について

問 今年6月の全員協議会で村長は、長年の懸案事項である未納固定資産税の不能欠損処理を今年度中に目鼻を付けると発言されました。その確認を求めたい。

村長 今後の対応方針について、弁護士などの専門家に對し滞納整理に関する相談を行い、村としてどのような対応や対策が可能か確認を行い、議員にも途中の経過状況を説明し、本年度内に最終的な方向性を見いだしたいと説明した。

問 令和2年に当時の総務課長が、当該企業が破産手続きを行い、解散登記を進める旨を

問 令和2年に当時の総務課長が、当該企業が破産手続きを行い、解散登記を進める旨を協議会で報告した。ところが今年6月、代表清算人が約束不履行で解散登記を進めておらず、4年を経過しておるのに、清算終了に至っていない事実が分かった。この4年間、どういう手を打ってきたのか。

村長 令和2年8月に債権納付相談と預貯金調査、同年9月には売却金調査を行い、また、令和3年8月に預貯金調査による、残高の確認をしている。その後、令和5年6月に預貯金調査、同年7月には登記事項の確認を実施し、同年9月に代表清算人への聞き取り

を行っている。本年6月以降は、専門家の人選や相談時期について検討を進めている。現時点では大きな進捗はないが、年内には専門家への相談を行いたい。

問 令和2年8月時点での財産状況、貸借対照表は取得されているのか。

村長 資料については取得していない。

問 無責任な清算人をおのまかにしておくことは村の損害を大きくすることにたりはしないか。今後の手続きの中には裁判所への破産申請が含まれるのか。

村長 弁護士などの専門家に相談を行いながら、村としての適切な

対応を図っていききたい。

問 村民に対して、中間報告をする考えはあるか。

② しらかば荘の値上げについて伺う。

村長 議員各位に説明し、ご理解をいただいた上で、今後の対応に関する方向性が定まった後に、広報紙を活用し村民への説明を行いたいと考えている。

③ 新規就農者への補助金の交付期間短縮の理由は。

本件は守秘義務の関係で開示できない部分もあるため、専門家の意見やアドバイスを得ながら慎重に対応を検討したい。

④ Wi-Fiの固定アンテナ設置が完了した。その効果を伺う。

このままにしておくことは村の損害を大きくすることにたりはしないか。今後の手続きの中には裁判所への破産申請が含まれるのか。

⑤ 携帯電話不通話地域の解消は。

このほかに、次の質問を行い、それぞれ答弁を得ました。

⑥ タブレット300台リースの現況は。

① 株式会社奥会津昭和村振興公社の、からむし原麻の買

⑦ 電子図書、新刊書の対応策は。

⑧ 「先端的過疎」を目指す方向の修正は。

⑧ 「先端的過疎」を目指す方向の修正は。

村政を問う

令和6年9月定例会
一般質問

小林 政一 議員



Q 自然災害の対応について

問 万が一の災害への対応は万全か。

村長 大雨や地震などの災害に対する備えや災害が発生した場合の対応に、これまでの災害の状況に応じた対応策について、国や県からの指示を受け、計画や対応マニュアルに反映させているが、近年は想定を超える大雨や大地震などが頻発し、本村のみならず全国の自治体でも万全を期すことは大変難しい。しかし、村民の生命、身体、財産を災害から保護し被害の軽減を図り、社会の秩序維持と公共の福祉の確保を図るため、昭和村地域防災計画に基づき防災対策に必要な体制を確立し、防災機関が災害予防、災害応急対応、災害復旧の実施に対応することとしている。また、各部署におい

て、職員一人一人が昭和村地域防災計画の担当部分を熟知し、災害時の行動マニュアルを整備し、シミュレーションや訓練を通し、非常時に備えた心構えを養い、円滑な災害対応業務に取り組めるよう努めている。

問 野尻川の河川土砂、柳の木及びほす水害への影響は。

村長 河川内の堆積した土砂や樹木の繁茂は、洪水時に河川の流れを阻害し、水位を上昇させるなど災害発生の危険性を高め、河川巡視の妨げになるなどの課題があると考えている。

今年、河川内の樹木の伐採を県に要望し、3月には宮下土木事務所による、小野川地区滝谷川と下中津川中島地内の野尻川の樹木撤去が行われた。近年、豪雨災害による河川の氾濫事例が全国各地で発生しており、

村民の安全・安心した生活を守るためにも、河川内の環境改善へ向けて会津若松建設事務所へ要望活動を継続していく。

問 草加市に大地震の被害が生じたとき、どのように対応するのか。

村長 平成22年7月17日に、災害時における相互応援に関する協定を締結しており、両市村は、一方が地震、洪水その他の災害に被災した場合、他方が応急対策及び災害復旧の一助となる応援を行うと定めている。また、被災側の被害が甚大で応援を要請することができないと認められる場合や、地震災害において被災側で震度6以上の地震が発生した場合などは自主的に応援を行うとして、協定書に基づき、本村は自主的に応援を行うところである。

協定書に記載されている応援内容は、食料、飲料水及び生活必需品の供給並びにこれらの供給に必要な資機材の提供。被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供。救援及び救助活動に必要な車両等の提供。救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣。被災者を一時収容するための施設の提供が定められている。

総務課長

協定書に記載されている応援内容は、食料、飲料水及び生活必需品の供給並びにこれらの供給に必要な資機材の提供。被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供。救援及び救助活動に必要な車両等の提供。救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣。被災者を一時収容するための施設の提供が定められている。

Q 空き家から放置空き家について

問 適切に管理されず放置された空き家に対する基本的な対応は。

村長 令和5年3月に定めた昭和村第2期空家等対策計画において、適切に管理がされていないために活用が困難な空き家については、放置することで老朽化が進行し、周辺に悪影響を及ぼす恐れがある

ため、所有者が自らの責任において適切に管理する責務があることを周知し、管理意識の向上と自主的な管理を促すとしている。特に危険な空き家は特定空き家に指定し、解体助成も行っている。解体に至っていない家は、所有者への働きかけを継続している。

問 解体基金を設置する予定はないか。

村長 個人資産である空き家は、所有者自らの責任において適切な管理や解体を行う必要がある。解体基金の設置は、空き家を適切に管理されている方を含め、所有者の責任や管理意識を低下させる恐れがあり、放置される空き家が増加することが逆に考えられる。また、公費の使途に

関して公平が保たれず、村民の理解を得ることは困難とも考えられることから、よくよく検討を要する。

村政を問う

令和6年9月定例会 一般質問

馬場 政之 議員



Q 下平運動広場の 整備促進につい て

問 運動場は水はけが悪く、少しの降雨でもぬかるみができ、グラウンド・ゴルフの利用に大変支障が出ている。早急に整備をいただきたい。

【教育長】 昭和村運動広場は今年で42年になり、グラウンドについては年数の経過とともに、表層の土の流出や沈下などにより水はけが悪くなり、さらに使用する団体が減少したことなどから、雑草が繁茂するなど状況が悪くなったことから、平成29年に、状態が著しく悪い部分、約2,100平方メートルの表層部分を掘削し、新しい砂を敷きならす簡易的な改修工事を行っている。現在のグラウンドの状況は教育委員会事務

局でも確認しているが、この原因についてはグラウンドの構造上にそもそも問題があり、改良するためには下層路盤から改良しなければ根本的な解決にはならないと思われる。

グラウンド全面を改良しようとする、仮に平成29年と同様の工法で行う場合でも、大まかに積算して数千円からの経費が必要と見込まれ、下層路盤からとなると、その何倍もの経費が必要と見込まれることから、昭和村運動広場の施設全体については、これまでの利用状況や今後の利用見通しを考慮すると、多額の経費はかけずに、これまでと同様に不具合箇所が発生するたびに必要最小限の改修などを行いながら、施設の継続を図っていきたい。

Q ナラ枯れ駆除実 施対策参画につ いて

問 村長は、数年前、同僚議員より、ナラ枯れの被害が発見された場合、防除対策をどのような形で行うのか問われ、国や県、関係町村、林業関係機関などと情報の共有を図り、被害対策の検討など連携を図りながら、被害の防止対策に引き続き参画していくと答弁された。

本年は昨年より広範囲に被害が発生し、本数も大幅に多い状態である。答弁のとおり、本村では関係機関に情報の提供をし、情報の共有を図り、どのように被害の防止対策に参加されたのか、また、今後、ナラ枯れに関する取組みはいかがされるのか伺う。

【村長】 本村におけるナラ枯れ被害の防止対策として、水芭蕉としらかばの杜では粘着シート及びトラップを用い

て侵入の防止対策を図り、伐採後の薫蒸作業も行っている。

昭和の森キャンプ場では、ナラ枯れ被害木を確認していることから、今後、森林整備と併せて被害防除を行う。

また、村内の被害状況を会津森林管理署昭和森林事務所を確認したところ、国有林は比較的、被害拡大は見られず、民有林の被害範囲が広がっていると伺っている。

ナラ枯れ被害は、一般的には5年から6年ほどで終息に向かう傾向があることから、山間部や生活圏内から離れた地域での防除や駆除の対応は、費用対効果も考えると多くの課題があることから実施は難しいと伺っている。

村としても、引き続き関係機関との情報共有と連携を図り、地域住民の安全確保を図る上で、観光地及び農地に隣接する里山箇所や

道路沿線におけるナラ枯れが原因で倒木のおそれがある危険な枯損木の除去に努めていきたいと考えている。

Q 村民の健康づく りの一環として

問 公民館に研修や行事などで訪れた村民の方が、待ち時間を利用して血圧測定ができるよう血圧計を設置することはできないか。

【教育長】 本村では、令和2年度に昭和村健康増進計画・食育推進計画を策定し、高血圧に対しては予防方法や健康目標や行動指針並びに村民や行政による具体的な取組を定めていることから、村民の健康づくりを担当する保健福祉課や保健師のアドバイスを基に考えてまいりたい。



村政を問う

Q 昭和村保育所の現状と課題について

問 現在の児童数に対し職員数は足りているのか、児童の定員数変更は考えていないのか。

村長 保育所の児童数は9月1日現在で3歳未満児10名、3歳以上児9名の19名となっております。職員数については、現在の入所児童数に対し国が定める保育士の配置基準を満たしている。また、国の配置基準では、1歳・2歳児は6人につき保育士1名の配置となっているが、村では生活リズムや発育の個人差も大きい1歳児は、より多くの目で支えながら安全・安心な保育対応が必要であると考え、1歳児は2人から3人の児童に対し保育士1名を配置し対応している。しかし、一時的に職員員の休暇や研修などで不足が生じることもあり、保健福祉課の職

員が保育業務に従事し補完する場合もある。児童定員数は、昭和村保育の実施に関する条例で定める入所定員は45名であり、これは県へ保育所設置認可の際、建物、設備や職員配置数などから上限として定めたものであるため、変更は考えていない。

問 新たに取り組んでいきたいこと、保護者や地域の人たちを交えたイベントなど、今後取り入れていきたいことがあれば伺いたい。

保健福祉課長 保育所では、昭和村らしい特色のある保育と教育の実践に向け、小学校長と中学校長、教育長で構成する昭和村校長会に保育所長も参加し、小・中学校との連携を強化していきたい。例えば、小・中学生との農業体験などを通じた異年齢の交流活動などを提案したいと考えている。また、コロナ禍で中断している保

Q 昭和小学校・昭和中学校の現状と課題について

育所行事についても、保護者会を通じ検討したいと考えている。保育士にあつては、以前勤務していた保育園や幼稚園の経験を生かし、日々の保育や生活の流れを見直し工夫するなど保育の充実を図っていききたい。

問 児童数の減少に伴い教員数も減っている、今後この課題にどう取り組むのか、また、現在取り組んでいることを伺う。

教育長 教育委員会では、子供たちの学びの保障と教職員の負担軽減のため、村の会計年度任用職員として複式学級支援講師や事務職員の確保に努めている。今年度も小・中乗入れ授業や学力向上のための合同授業研究会、さらに小・中学校文化祭の合同開催など

小・中連携に力を入れて取り組んでいるが、教育委員会としては、小・中一貫校や義務教育学校のような小・中を統合することで、教員不足をはじめとする小規模校特有の多くの課題が解決できると考えている。

問 早急に小・中一貫校の体制にすることはできないのか。例えば現在の小学校校舎を利用することはできないのか。

教育長 検討委員会の場でも、小・中一貫校に移行する場合には、既存の昭和小学校を活用する案も議論されたところである。今年度からは新たに特別支援教室も1つ設けているため、中学生用の3教室を確保することは不可能であり、無理に教室を確保すれば、これまで行っていた複式解消による児童の学力向上のための効果が弱まることが心配される。昭和小学校は築40年

以上経過しており、これまで耐震補強工事や屋根の修理、塗装など改修を行っているが、外壁や校舎内にも改修を必要とする箇所が見られ、今後これらの改修を続けても、維持管理費用はこれまで要した費用よりさらに増加することが予想される。このようなことから、これまで培ってきた児童・生徒への学習指導体制が弱まってしまふことや、施設の将来的な費用縮減なども考慮すれば、現状の児童・生徒数の規模に合った新しい施設に改築することが必要だと考えている。

しかしながら、財政的な課題も考慮すると、早急に実現することとは難しい現状のようであり、小・中乗入れ授業や児童・生徒が相互の学校を移動する授業の実施など、今からでも実行できる部分での小学校、中学校の連携を進展させて行きたいと考えている。

村政を問う

令和6年9月定例会
一般質問

菅家 篤男 議員



Q 博士トンネル開通から1年、バス運行実証事業

問 昭和村振興計画に、博士峠バス運行実証事業がある。現在までの進捗状況を伺う。

村長 第6次昭和村振興計画では、公共交通網の整備を目指す姿を定め、実施計画に博士峠バス運行実証事業を計画している。本年度は、会津若松方面調査及び試験運行、本運行の検討を計画している。

また、試験運行や本運行についての検討は今後進める計画である。

問 会津若松方面までの試験運行の進捗状況を伺う。

村長 試験運行や本運行の実施には、継続可能な体制整備の構築や計画的な財源の確保を図ることが重要である

ため、実施の可否に対する総合的な判断が必要と考えている。本年度に策定予定の昭和村地域公共交通計画との整合性を図りながら、試験運行や本運行について検討を行う。

問 昭和村振興計画の試験運行実施により、新しい境が開けるものと考えている。村長の考えは。

村長 会津若松方面への交通手段の確保は、重要な施策の一つであると認識している。

しかし、ドライバーや運行受託者の確保、財源の確保など様々な課題が山積している。現時点においては運行の時期は見通せない大変厳しい状況にあると考えている。今後も課題の解決に向けて真摯に取り組む、早期の運行開始が可能となるように努めていきたい。

Q 役場庁舎検討事業について

問 昭和村振興計画の中に役場庁舎検討事業がある。現在までの検討委員会の成果と課題を伺う。

村長 令和6年度に、具体的な整備内容や整備スケジュールについて協議、検討しているが、予定としていたが、役場庁舎内検討会議で検討していた庁舎の建設候補地は、県が公表した野尻川洪水浸水想定区域内に含まれることから、建設費として起債を借り受けることが不可となり、資金計画を含む整備計画の見直しが必要となった。

このことから、浸水洪水想定区域外に新たな候補地を選定する必要があるので、現在、庁内検討委員会で再度協議を行っている。

問 令和7年度計画の住民説明会10地区及び全体説明会1回は、予定どおりか。

村長 住民説明会を令和8年度から令和9年度に行う計画としているが、庁舎建設候補地の再選定が必要となったことから、予定より遅れる見込みである。

問 各地区の道路改良工事の要望箇所が多く出されている。

規模の大きな事業は予算計画の時点での各事業費の縮小を求めている。十分な検討による資金計画と、村民に分かりやすい説明が必要だと考えるが、村長の考えは。

村長 各団体の代表や村民を含めた組織での協議や検討、また住民説明会において、役場庁舎整備の具体的な内容、スケジュール、建

設に伴う概算事業費について説明したいと考えている。

Q 建設機械貸出事業について

問 ミニバックホーに草刈り機を取り付ければ山側の斜面も作業できると分かった。機械貸出事業の中で共同作業員不足を補えるようにすべきと考えるが、村長の考えは。

村長 共同作業の人員不足は、村内全域における喫緊の課題であると認識している。

提案の建設機械貸出事業に草刈り機を導入し、建設機械に取り付けることによる人員不足解消については、農政座談会や地域づくり懇談会などの場において意見を頂戴し、慎重に協議、検討していきたい。

村政を問う

令和6年9月定例会
一般質問

栗城 徳雄 議員



Q 稲作農業の今後について

問 農業分野において担い手の減少、高齢化の進行により、労働力不足が深刻な課題になっている。

村の根本的な考えは、今後、グリーンファームをどう指導するのか。

村長 グリーンファームは、集落や地域住民にとって欠かすことのできない法人であり、支援は不可欠と認識している。体制維持には社員確保が重要であるが、博士トネル開通により、会津美里町から通勤する社員や、奥会津地域づくり協同組合の職員派遣により、人材不足による支障は現時点で生じていないと伺っている。

離農農地の受託事業は、今年度取り組む地域計画の策定により、守るべき農地が明確化され、効果的な受託事業実施を期待している。米価問題や燃料、肥

Q 条例化の必要性について

料価格高騰、国の支援金減額など、依然として厳しい農業情勢が続いているが、安定的経営に向けて意見交換と情報共有を図り、水稲農業施策に取り組む。また、近年の温暖化により、中山間の農業、標高がある程度高い所にも対応する農業が可能を秘めており、新たな栽培についても試験をしていきたい。

問 風力発電の設置を禁止する条例設置が必要と考える。

村長 大型の風力発電設置は、周辺の自然環境や、景観保全、低周波による人体への影響など様々な影響が懸念される。本村においても、大規模風力発電の設置計画が明らかになった際、環境や村民の健康を守るため、国などへ要望活動を行い、計画に反対した経過がある。

一方で、再生可能エ

問 昭和村全体を対象にメガソーラーパネル設置を禁止する条例の設置について、村長の考えは。

ネルギーの導入は、国が推進しており、企業や大学において環境への影響も踏まえた新たな風力発電の研究開発も進められている。公園や工場などに小規模な風力発電が設置されているなど導入が進められている中、本村においても周辺への影響を踏まえつつ、再生可能エネルギー導入についても検討しているかなければならないのかと考えている。

村としては、風力発電により周辺環境や村民への悪影響が及ばないことを第一に考え、環境に悪影響が少ない再生可能エネルギーの導入に配慮し、条例の必要性を検討したい。

村長 メガソーラーパネル設置は、大規模開発が行われることにより、森林や農地が損なわれ、環境、景観の悪

問 ライトトラップによる昆虫捕獲禁止の条例制定は、区域を村内全域対象にすべきと考える。

化に加え土砂災害が誘発される懸念がある。設置には約2ヘクタールの敷地が必要とされ、森林の開発を行う際には、県に林地開発許可申請が必要であり、市町村長の意見が聴取されるほか、昨年施行された盛土法により3,000平方メートル以上の盛土、切土を行うには、構造上の安全基準達成の審査を経た上で、県知事の許可を受けなければならない。村としては、引き続き県や国などと情報を共有し、開発行為の動きに目を光らせ、現在の法規制に加え、村独自条例制定の必要性について、他の市町村の動向も踏まえながら検討していきたい。

村長 条例制定には、保護、保全を行う野生動物の種類の種やエリアなどの選定が必要であ

Q 未来に繋がる資源を残す方策は

問 村内に外来種植物が繁茂し、その広がりは道路沿いに限らず河川敷や山間部まで広がってきている。これにより従来の植物が被害を受けており、早めの除去が必要と考える。

村長 外来生物から本村の生態環境を守るには、村民の意識を高め、拡大を防ぐ取組を継続していくことが重要であるため、講習会と防除体験会を開催し、適切な除去方法を習得していただいた。今後も広報紙により特定外来生物の種類や防除方法を紹介し、村民の関心を高め、農政座談会や地域づくり懇談会において、被害を拡大させない対策について普及啓発活動を行う。

昭和村議会改革特別委員会報告

議会では、本村議会議員選挙2回連続の無投票を踏まえ、令和6年第1回定例会において昭和村議会改革特別委員会を設置し、委員長の栗城徳雄 副議長を中心に、議員報酬及び議員定数について協議を重ねてきました。その結果報告に基づき、9月27日に議長名で村に提言書を提出しました。

提言内容

1. 昭和村議会の議員の報酬について

昭和村議会の議員の報酬月額について、令和7年度より、

議長 284,000円（現行224,000円）

副議長 233,000円（現行183,000円）

常任委員長、議会運営委員長 225,000円（現行170,000円）

議員 215,000円（現行165,000円）

議員報酬は、生活給ではなく職務遂行に対する対価であるが、議員報酬の低さは議員のなり手不足の要因となり、特に若年層にとっては生活保障がなされず、兼業でなければ議員になれない状況も考えられる。若い世代や制約のある職業分野から議員が立候補するためには、報酬増額により生活が保障されることが必要である。

2. 昭和村議会の議員の定数について

昭和村議会の議員定数は、現在の定数8名を維持とする。

本村議会においては、平成29年に昭和村議会議員定数削減要望書を採択し、定数を8名とした条例改正以降、大きな議論はなされていなかったが、人口減少問題、議員の成り手問題、住民視点、財政問題、類似団体との比較等々、様々な角度から検討を重ね、村民の多様な幅広い意見を行政に反映させ、議会の機能維持を図るためにも、現状維持が必要である。

● 令和6年第4回定例会のお知らせ ●

12月6日(金)から10日(火)までの日程で予定されています。

一般質問は9日(月)の予定です。お誘いあわせのうえ、ぜひ傍聴においでください。

編集後記

猛暑の夏が終わり、秋の涼しさを感じる間もなく、冬の訪れが来る季節となりました。今年博士峠バイパスが開通して1周年、道の駅からむし織の里しようわがオープン10周年を迎え、昭和村に訪れる方も昨年より多く感じられます。

昭和村の抱える問題として、高齢化や農業はもちろんなのですが、これからは、産業や観光にも力を入れて取組んでいけたらと考えております。

昭和村議会は村民の皆様の声が一番を考え、共に歩んで参ります。

(羽染 豪)

編集委員

委員長 羽染 豪
副委員長 菅家 篤男
委員 栗城 敏郎
馬場 政之